

泉佐野市養育費確保のための強制執行等申立（弁護士費用）支援事業

養育費請求についての強制執行申立等を行う場合の弁護士費用について、一部を補助する事業です。

対象者

泉佐野市在住の、次のすべての要件を満たす母子家庭の母または父子家庭の父が対象となります。

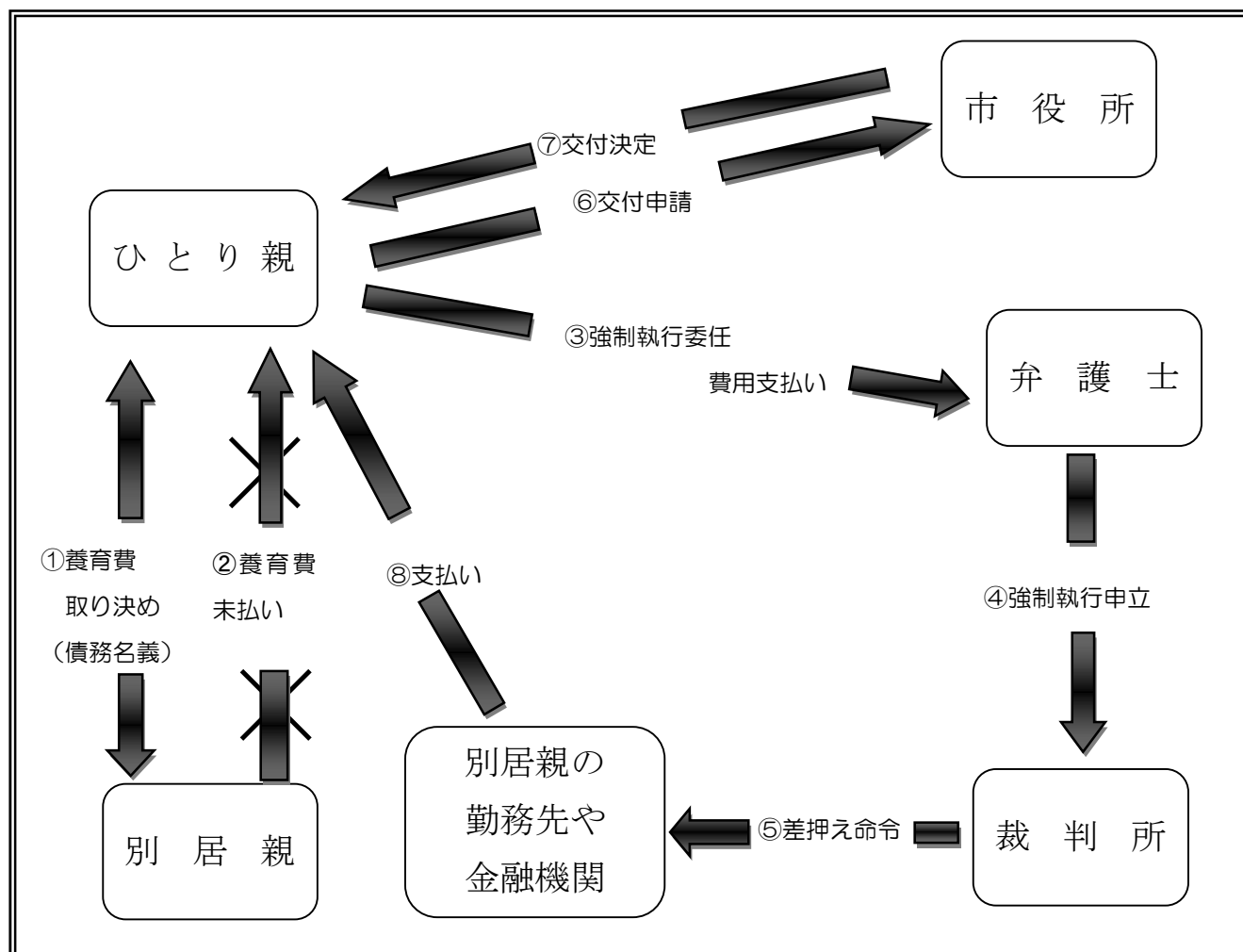
- 児童扶養手当の支給を受けている、又は同様の所得水準にあること
- 養育費の取決めに係る債務名義を有していること
- 養育費の不払いにより受け取れない債権があること
- 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
- 過去に同様の補助金の交付を受けていないこともしくは受ける予定がないこと

補助対象

養育費強制執行申立に要する弁護士費用の下記に定める費用 （上限15万円）

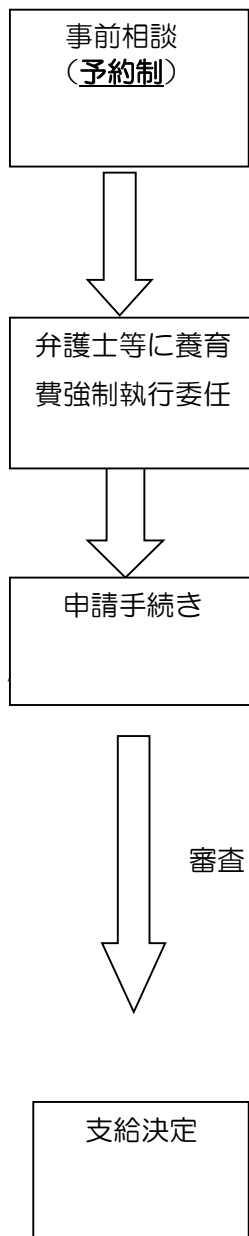
- 未払い養育費強制執行申立てに要する弁護士等委任費用（着手金に限る）
- 裁判所に提出する戸籍謄本等添付書類取得費用（養育費に係るものに限る。）
- 強制執行申立てに要する収入印紙代（養育費請求の費用に限る）
- 裁判所に書類を提出する際に要する郵便切手代

◎制度のイメージ◎



（裏面に続きます。）

【手続きのながれ】



【申 請】

- 必ず予約が必要です。

- 養育費強制執行申立を弁護士等へ依頼する。
- 強瀬執行委任費用に係る着書金等の領収書は大切に保管ください。

【必要書類】

- 戸籍謄本（申請者及び児童のもの）※発行日から 1 ヶ月以内
- 児童扶養手当証書
- 補助対象となる経費の領収書
（宛先、領収年月日、領収金額、取引内容、領収者の住所及び氏名、
領収印が必要）
- 養育費の取り決めに交わした文書
（公正証書、調停証書、判決書等の債務名義化した文書）
- 弁護士等と締結した契約書及び着手金の請求書
- 強制執行等申立実施を裁判所が決定したことを証する書類
（債権差押命令等）
- 支給決定通知書が送付され、補助金が振り込まれます。

ご注意ください！

強制執行のために弁護士等と契約を締結した日の属する年度末までに申請が必要です。

※期日を過ぎてからの申請はできません※

【お問合せ先】

泉佐野市役所 こども部 子育て支援課 児童係
電話：072-463-1212（内線 2385・2386）